

株式会社における資本金の意義と証券市場

鈴木 芳徳（神奈川大学名誉教授）

株式会社制度は歴史の所産である。そのため、等しく株式会社といっても例えば諸国において制度的な差異があり、また歴史の流れの中で変化しうる。

昨平成 19 年、わが国では会社法が成立した。この会社法の決定的な欠陥は、有限会社から上場株式会社に至るまでを並べ、これらの最大公約数をもって会社と規定したところにある。このことから、会社法という会社なるものは、証券市場から断絶したものになった。この欠陥から、例えば政省令など実際の運用に際しては、上場会社の場合・非上場会社の場合というように、分別して指示せざるを得ないということが起こっている。

今一つ、従来とは違って、今次会社法においては、それまで当然のこととされてきた「最低資本金」規制が全く消滅した。この点は、アメリカでも全く同様の事態となっている。このことの歴史的理論的な意義をどう考えるか、なお十分な議論が必要なところである。このことの根底には、「最低資本金」規制が債権者保護の機能を持つという、机上の空論への批判が込められている一方、現実の株式会社においては、資本金のごときよりも、留保利益のほうが決定的に大きく、重要な役割を担っているということが隠されている。

しかし、資本金ゼロの株式会社とは、一体、何であるのだろうか。

かねてから、株式会社には二様の規定がある。一方では、株式会社は「社団」、すなわち「人」の集団でありつつも、他方では、株式会社は「資本会社」であるとされる。そうした次元の異なる二様の規定を結びつけているものが「資本金」であるとするならば、資本金のない株式会社なるものは、この結びつきを解除してしまうことを意味するものなのか。また、それは株式会社制度の将来についてのいかなる予兆であるのだろうか。